

揮発性有機化合物（VOC）排出抑制について(1/2)

(2013年5月21日現在)



工場・事業場から排出される浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物（VOC）の量を抑制するため、平成16年5月に大気汚染防止法の一部が改正されました。この改正では工場等の固定発生源からのVOCの排出規制や自主的取組の促進等の施行が講じられ、VOC排出抑制の対策が取られました。

そして、その排出抑制の取組によってVOC排出量が削減されたため、事業者のVOC測定頻度を減らすといった大気汚染防止法の一部が平成25年3月6日に改正されました。

1. 国が考える削減目標

平成22年度において平成12年度に比べ、3割程度削減するという目標が設定されていましたが、目標を上回る4割の削減を達成したため、現在は新しい目標は設定されていない。

2. 対象施設および排出基準

（対象施設：法第2条の5、施行令第2条の3、別表第1の2）

（排出基準：施行規則第15条の2、別表第5の2）

施設ごとに基準値を設定（表1参照）

3. 対象施設の届出（法第2条の5、法第17条の4・5・6、施行規則第9条の2）

揮発性有機化合物排出施設（既設も含む）のうち政令（政令別表第1の2）で定められたものは、30日以内に指定の届出書を用いて都道府県知事に届出を行う。

4. 基準の猶予期間（環境省令第14号附則の2（平成17年6月10日））

既設の施設に対しての猶予期間は、平成22年3月31日で終了

5. 測定頻度（法第17条の11、施行規則第15条の2第一号）

最も濃度負荷のかかる時に年1回以上（平成25年3月6日より）

6. 測定方法（環境省告示第61号（平成17年6月10日））

- ・ 排出口から捕集バックを用いて採取（採取時間は20分）
- ・ 採取後8時間以内に分析を行う（困難な場合でも24時間以内）
- ・ 水素炎イオン化形分析計（FID）又は触媒酸化-非分散形赤外線分析計（NDIR）を用いる

7. 除外物質（法第2条の4、施行令第2条の2）

メタン・代替フロン7物質

詳しくは、当社 営業担当 又は **環境分析部 佐藤（亮）**（フリーダイヤル0120-01-2590 内線382）までお気軽にお問い合わせ下さい。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤放射性物質測定 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥アスベスト・PCB等の化学分析 |
| ③水道法第20条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |

揮発性有機化合物 (VOC) 排出抑制について (2/2)

(2013年5月21日現在)



表1: 対象施設となるVOC排出施設及び排出基準

対象施設・規模要件 (政令別表第1の2)		排出基準	
塗装施設 (吹付塗装に限る)	排風機の排風能力が 100,000 m ³ /時以上のもの	自動車製造の用に供する塗装施設 (吹付塗装に限る)	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他の塗装施設 (吹付塗装に限る)	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設 (吹き付け塗装及び電着塗装に係るものを除く)	送風機の送風能力が 10,000 m ³ /時以上のもの	木材・木製品 (家具を含む) の製造に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
接着の用に供する乾燥施設 (木材・木製品の製造の用に供する施設及び下欄に上げる施設を除く)	送風機の送風能力が 15,000 m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000 m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000 m ³ /時以上のもの	700ppmC	
オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000 m ³ /時以上のもの	400ppmC	
化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000 m ³ /時以上のもの	600ppmC	
工業製品の洗浄施設 (洗浄の用に供する乾燥施設を含む)	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5 m ² 以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む) のものを除く)	1,000kL 以上のもの (ただし、既設の貯蔵タンクは要領が 2,000kL 以上のものについて排出基準を適用する)	60,000ppmC	

注) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

- ・「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。
- ・「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものである。
- ・「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の体積百万分率である。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

